株 式 会 社 アビーナリーマネジメント 税理士法人 アビーナリーマジメント 株 式 会 社 アビーナリーネクスト

Abeanary 通信



~トピックス~

- 1. 相続時精算課税贈与者が贈与した年に死亡した場合
- 2. 税務カレンダー(2024年5月、6月の税務)
- 3. おススメ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

その筋が読めるか読めないか、いわゆる直観力が必要だ 井深大 (ソニー創業者) ※経営者100の言葉より引用

相続時精算課税贈与者が贈与した年に死亡した場合

◆相続時精算課税制度とは

相続時精算課税制度は、受贈者の選択により、60歳以上の父母、祖父母などの直系尊属から18歳以上の直系卑属である推定相続人又は孫が贈与を受けたとき、課税価格から2500万円の特別控除後の残額に20%の税率を乗じた額を課税し、贈与者が死亡したときは、相続税額を計算する過程で先に課税された贈与税相当額を相続税額から控除して精算するものです。

相続税の申告書において相続時精算課税贈与を受けた財産の価額を相続税の課税価格に加算します。相続税には基礎控除(3000万円と法定相続人1人当たり600万円)があるので、贈与税額が相続税額を超えるときは、先に申告納付した贈与税の還付を受けることができます。また相続時精算課税制度は贈与者ごとに、父母の双方からそれぞれ贈与を受けることもできます。

◆贈与者が死亡した年の贈与は相続税で申告

相続時精算課税の適用を初めて受ける者は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに、相続時精算課税選択届出書を贈与税の申告書と一緒に提出します。

相続時精算課税の適用を初めて受ける年に贈与者が死亡 したときは、相続時精算課税選択届出書を贈与を受けた年 の翌年3月15日(贈与税の申告期限)又は相続開始の日 の翌日から10か月を経過する日(相続税の申告期限)の いずれか早い日までに相続税の納税地の税務署長に提出します。

このとき贈与税の申告書の提出は要さず、相続税の申告 書を提出します。

◆令和6年施行の改正内容

令和5年度税制改正により、令和6年1月1日以後の相続時精算課税贈与には、110万円の基礎控除が創設されました。110万円以下の贈与の場合は、贈与税の申告は不要となりますが、相続時精算課税選択届出書の提出は必要です。

また相続時精算課税贈与を受けた土地・建物が相続税の 申告期限までの間に、令和6年1月1日以後に災害により 一定の被害を受けた場合は、相続税の課税価格に加算する 額の計算の際、被災価額(保険金等で補てんされた金額を 差引き後)を贈与時の価額から控除できます。

◆届出書の提出もれは暦年課税で思わぬ負担

相続時精算課税の適用を受けようとするとき、相続時精算課税選択届出書の提出をうっかり忘れると暦年課税が適用され、思わぬ税負担が生じますので注意しましょう。

2024年5月の税務

5月10日

- ●4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 5月15日
- 特別農業所得者の承認申請

5月31日

- ●個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
- ●3月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- ●3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>

2024年6月の税務

6月10日

- ●5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(前年12月~当年5月分)の納付
- 6月17日
- ●所得税の予定納税額の通知

7月1日

- ●4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- ●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に 係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>

- ●9月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税> (半期分)
- ●消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法 人・個人事業者の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費 税>
- ●消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分) <消費税・地方消費税>
- ●確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
- ○自動車税(種別割)の納付(5月中において都道府県の 条例で定める日)
- ○鉱区税の納付(5月中において都道府県の条例で定める 日)
- ●10月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- ●消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- ●消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
- ●国外財産調書・財産債務調書の提出
- ○個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分) (6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合に あっては6月中)において市町村の条例で定める日)

おススメ書籍のご紹介

なぜ「若手を育てる」のは今、 こんなに難しいのか

"ゆるい職場"時代の人財育成の科学



書籍要約サービス「フライヤー」の 詳細・お申込みはこちら





自分が成果を出すより、メンバーの能力を引き出し、成果を出させるほうがずっと難しい。それも相手が「最近の若者」であればなおさらだ。いくらこちらが心を砕いても、突然「転職します」と言ってくるのだから――そんなふうに感じている人に、本書を勧めたい。

著者の古屋星斗氏は、次世代社会のキャリア形成の研究者だ。前著『ゆるい職場』では、職場を「ゆるい」と感じている新入社員の離職傾向が強いことや現代の若者の転職が「不満型転職」から「不安型転職」にシフトしていることを指摘し、読者を驚かせた。本書ではさらに一歩踏み込み、若手が活躍できる職場に必要な「キャリア安全性」の考え方や、「育て方改革」を進める際のポイント、「優秀な人材ほど辞める」への対応策などを提示している。

本書を読めば、人材育成や若手とのコミュニケーションにおけるモヤモヤが晴れるだろう。若手の育成に悩む リーダー層・人事担当者にぜひ手に取ってほしい。

くく詳細が気になった方、もっと知りたい方は flier「フライヤー」をご利用ください>>

株 式 会 社 アビーナリーマネジメント 税理士法人 アビーナリーマネジメント 株 式 会 社 アビーナリーネクスト



〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-9-1 仙台トラストタワー7F

TEL: 022-225-5090 FAX: 022-225-5091

https://abn-m.or.jp